

「善きサマリア人の法」は日本に必要か (気仙沼高校 2年4組19番)

1. 目的

善きサマリア人の法を日本に導入するにあたっての現状と課題を明らかにする

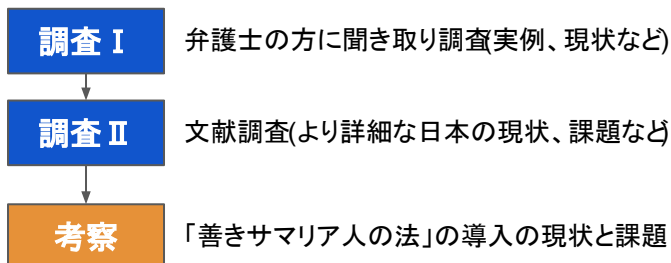
2. 背景

- 善意でやったことが罪になる事例
 - ・ 草むしりで花壇の花を抜く
 - ・ 医療ミス
- テロや災害で緊急救護を行う場面において善きサマリアの法がないと訴訟につながる場合がある(照井,2019)
- 日本では善きサマリア人の法は未導入

◇「善きサマリア人の法」とは

負傷者を救助した際に負傷者が死亡または悪化したとしても、その行動が救助者の善意によるもので、重大な過失がなければ責任は問われないという法律のこと
(デジタル大辞泉より)

3. 調査方法



4. 調査結果

①聞き取り調査(H弁護士)

【日本の事例1】

■ 救助ヘリコプターが負傷者を乗せたまま墜落してしまった

【日本の事例2】

■ 救助用カヌーの定員オーバーで負傷者を取り残してしまった事例



日本でも善意で救助活動を行った人が訴えられる事例があると分かった

3. 結論

①現状

- 善きサマリア人の法の導入は賛否が分かれている→導入は難しい
- サマリア人の法が導入されないと誰かを助けた人は訴訟を受ける可能性は無くならない
- 現在日本では救急救命に関わる人の役割・責任が増加している

②課題

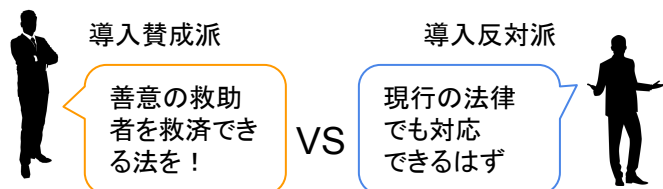
- しかし、法的な保護は進んでいない
- 救助に当たった人を守るためにも善きサマリア人の法は必要である
- 善意ある救助者を増やす機会になる

◇今後の展望

- 広報活動
- 市議会議員の方に提案

②文献調査

■善きサマリア人の法の導入議論



現状、日本では導入が難しい

■日本の救急救命の現状(小西,2017)

①高齢化の進行

→公共の場における救命措置の増加

②救急需要の増大

→救急隊の到着の遅れが懸念

③救急救命法・AEDの普及

→一般人が救命行為に関わる機会増

上記から……

より多くの人が救急救命に携わる



善意で救助した人に対する訴訟が増加



善きサマリア人の法があると……

- 善意を持って救助した人が訴訟されないケースが増える
- 善意を持った救助者が増える

参考文献

ご協力いただいた方

・H法律事務所H様に聞き取り調査にご協力いただきました。

・照井資規(2019).『イラストでまなぶ！ 戦闘外傷救護-COMBAT FIRST AID-増補改訂版』ホビージャパン
・デジタル大辞泉
<https://www.weblio.jp/content/%E5%96%84%E3%81%8D%E3%82%B5%E3%83%9F%E3%83%AA%E3%82%A2%E4%BA%BA%E3%81%AF%E6%B3%95>
・小西敦(2017).『緊急事務管理規定とよきサマリア人の必要性』国際文化研修2017春(95):46-51